

ヘルシー・スタートおおいた ガイドライン(大分県東部地域版)



平成23年3月

大分県東部保健所
大分県東部地区ヘルシー・スタートおおいた地域推進専門部会

はじめに

「ヘルシー・スタートおおいた」は、すべての子どもが健やかな出生を迎えられるように、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等のライフステージごとに、母子が受けられる医療や保健福祉サービス等を体系的に整理し、すべての妊婦について、母子手帳交付の時点から、各ステージにおいて、誰が何を「みる」のか、支援が必要な母親を関係機関やサービスにどう「つなぐ」のかを明らかにすることにより、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」を構築しようというものです。

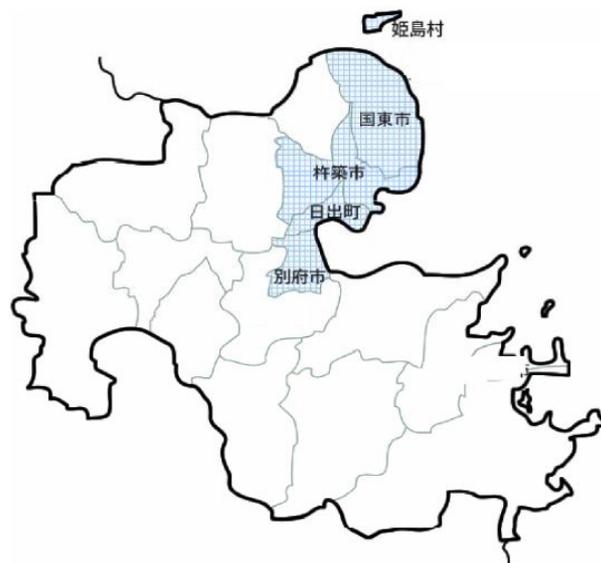
大分県では、「大分県ペリネイタルビジット事業」を通じて、産科・小児科と県下全域の市町村の保健師が連携して妊婦支援および子育て支援にある状態を確保する努力をしており、子育て支援の領域においては、先進県として全国から注目されていますが、まだ十分とはいえません。特に、行政の事業として行われる、各種保健事業については、行政機関の常である縦割りの流れのために、行政の担当者間においてさえも十分連携がとれず、さらにサービスの対象となるべき妊婦や母子にとっては、どのようなサービスがいつどこで受けられるのかなど、よくわからなくなっているのが実情でもあります。

「ヘルシー・スタートおおいた」事業を開始することで、行政のこれまでの縦割り事業が整理統合されるだけでなく、子育て支援の分野でもこれまで接触する機会の少なかったそれぞれの業種の人々が、妊婦および子育ての支援について真摯に話し合い、問題認識や目標を共有できることも大きな成果の一つで、今後の日本の子育て支援のありかたを示す事業となっていくことを期待しています。

このような先進的な試みの中で、子育て支援に取り組んでいけることに大きな幸せを感じながら、前へ進んでゆきましょう。

大分県東部地区ヘルシー・スタートおおいた地域推進専門部会 岩永 成晃

大分県東部地域



目 次

I 「ヘルシー・スタートおおいた」について

1. 「ヘルシー・スタートおおいた」のめざすもの	1
2. 情報収集について	2
3. 得られた情報への対応	2
4. 情報提供について	2
5. 情報収集・提供を行う時期について	3

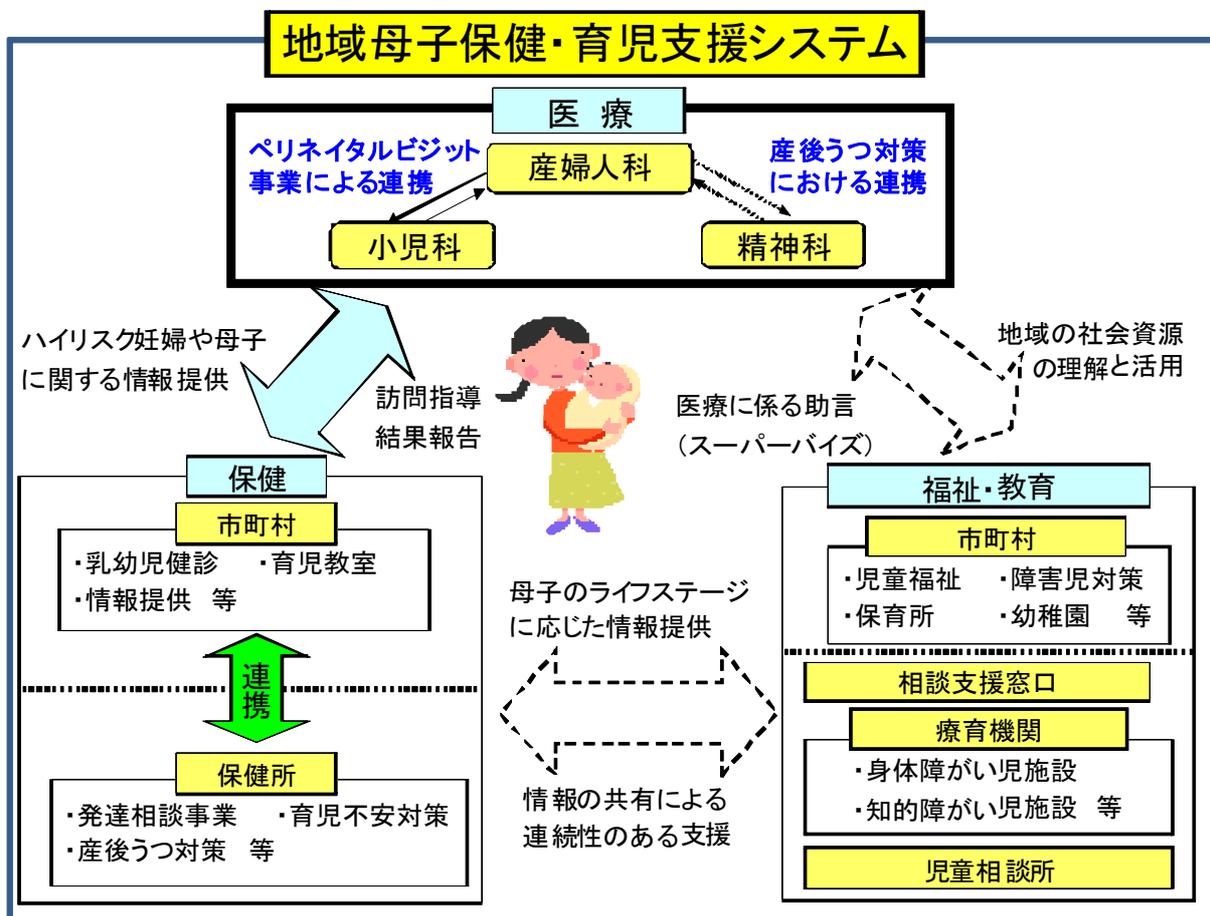
II 各時期の情報収集・提供

1. 妊娠期	4
2. 出産期	7
3. 乳幼児期	10

Ⅰ 「ヘルシー・スタートおおいた」について

1. 「ヘルシー・スタートおおいた」のめざすもの

「ヘルシー・スタートおおいた」は、その名称が示すように、全ての子どもが健やかな出生を迎えられるように、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等のライフステージごとに、母子が受けられる医療や保健福祉サービス等を体系的に整理し、全ての妊婦について、母子健康手帳交付の時点から、各ステージにおいて、誰が何を「みる」（情報収集と観察）のか、支援が必要な母親を関係機関やサービスにどう「つなぐ」（情報提供と連携）のかを明らかにすることにより、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」を構築しようというものです。



2. 情報収集について

妊娠届けを市町村の母子保健担当課に提出して、母子健康手帳を交付されることから始まる母子保健活動において、各ステージで誰が何を「みる」（情報収集と観察）のか、平成19年度に4回にわたって開催された「ヘルシー・スタートおおいた検討委員会」では、各自治体や医療施設における取り組みについて具体的に検討が行われました。

母子健康手帳交付時にどのような情報を妊婦から収集するのか、それぞれの自治体で創意工夫が行なわれていました。各自治体がすべての妊婦に対して同じ視点で「みる」こと、併せて、支援が必要な妊婦を抽出し、継続的な支援や関係機関に「つなぐ」ために、情報収集の項目を整理しました。

同様に、妊娠中に産科医療機関で何を「みる」（情報収集と観察）のか、ペリネイタルビジットで、産科医、小児科医がそれぞれどのような情報を収集するのか（ペリネイタルビジット連絡票の項目等）、出産期には産科医療施設や出生届を受理する市町村でどのような情報を収集するのか、乳幼児期には、生後1か月健診において産科医療施設でどのような情報を収集するのか、市町村が新生児訪問や「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問で、どのような情報を収集するのか、乳幼児健康診査でどのような情報を収集するのか（平成4年度に作成された「大分県母子保健マニュアル」に詳細に記載されているので、本ガイドラインでは省略）、保育園や幼稚園ではどのような情報を収集するのかといった具合に、ライフステージごとに整理をすることが大切です。

3. 得られた情報への対応について

各ライフステージでの情報収集と観察により、支援が必要な親子をどう抽出するか、そして、どのような手段でその情報を関係機関に「つなぐ」のか、そのための連携システム（情報の流れや様式）の検討が必要です。ペリネイタルビジットでは、7年間の実践の中で、情報の流れや「連絡票」「指導票」の様式を見直し、連携システムとしての完成度を高めてきました。また、ペリネイタルビジットとは別に、独自の連携システムを構築している地域もありますが、確実に「つなぐ」ことができる連携システムを県下全域で実現することが必要です。

その際、得られた情報を産科医療機関など他機関に提供する場合には、原則として本人の了解を得て行うことが必要です。

4. 情報提供について

何らかのリスクのある親子を必要な支援に「つなぐ」仕組みだけでなく、全ての親子に対して、ライフステージ毎に必要な情報（健康情報、子育てへのアドバイス、自治体で提供している支援やサービスについての情報）をタイムリーに提供して、サービスの活用につなげることも重要です。

限られた時間で本当に必要なことだけをわかりやすく伝えるために、ライフステージ毎に親子に伝えるべき情報はピンポイントで提供することが肝要です。そのためには、各関係機関が連携し、役割を担う必要があります。

5. 情報収集・提供を行う時期について

ライフステージ毎に、全ての親子がそれぞれに合った必要な情報を、効率的に提供されるよう、どの時期に誰から情報やサービスが提供されるか（情報提供のスケジュール）を整理しました。具体的にどのような情報を収集・提供するのは、次章に記載します。

（表 1）

機関	妊娠期	出産期	乳幼児期
産婦人科 助産所	妊婦健診 母親学級 ペリネイタル・ビジット	産後～退院まで	1ヶ月健診
小児科	ペリネイタル・ビジット	ペリネイタル・ビジット	ペリネイタル・ビジット 診療 個別健診
市町村	妊娠届時 母親学級、両親学級 ペリネイタル・ビジット	出生届時 子ども医療費助成事業 申請時	新生児訪問 こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児健診
保育所 幼稚園 子育て支 援センター			入所 通所（園） サービス利用時

*ペリネイタル・ビジット事業は、産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医から育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、妊産婦のもつ育児不安の解消を図ることを目的とするものです。

大分県医師会

大分県医師会は、ペリネイタル・ビジット事業推進委員会の専門部会を毎月1回開催し、処遇の検討が必要と思われる妊産婦について検討を行います。

新たに継続的な支援が必要と判断された妊産婦については、所在市町村の保健師等に相談・指導を依頼します。

大分県東部保健所

大分県東部保健所は、地域周産期母子医療センター（別府医療センター）・大分県東部地域（別府市、杵築市、日出町、国東市、姫島村）との母子保健連絡会を開催し、継続的な支援が必要と判断された母子について検討を行います。

また、各市町村・保健所で実施している母子保健サービスの内容について情報交換を行います。

II 各時期における情報収集・提供

1. 妊娠期

(1) 産婦人科・助産所

(妊婦健診・母親学級)

ハイリスクと判断されたケースについては、産科医療機関・小児科医療機関及び市町村間で緊密な連携をとりながらフォローすることが必要です。また、妊娠中に新たな問題が把握された場合には速やかに情報の共有を行いましょ。

妊婦健診、母親学級などでは、以下のような情報を提供しましょ。父親に対しても、その役割について学ぶ場を提供することが大切です。

(表 2)

情報 収 集	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科医、助産師等は、妊婦健診や教室などの機会を通じて、今回の妊娠を知ったときの気持ちや現在の母親の心身の状態、サポート体制についての情報（p 17 ペリネイタル受診票・紹介状を参照）を収集する。
得られた 情報への 対 応	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科医は、収集した情報及び妊娠・出産の経過等を紹介状に記入し、小児科医を紹介する。 産婦人科医は、継続的な支援が必要と判断した妊産婦についての情報を市町村の母子保健担当者に提供する。この際、母親から情報提供についての承諾が得られなかった場合は、その旨を付記して情報提供する。
情報 提 供	<ul style="list-style-type: none"> 食事バランスガイドに基づく食事指導 母子健康手帳の「妊娠中と産後の食事」について説明する。 歯科健診、歯科治療の受診勧奨 産後うつについての解説 父親の果たすべき役割 母親が育児不安に陥る最大の原因は、孤立すること。 母親をひとりぼっちにせず、積極的に支え、いたわることが大切。 心配な時は遠慮せずに医師や保健師に相談するよう説明する。 ペリネイタル・ビジットについて

(2) 小児科

(ペリネイタル・ビジット)

産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医から育児に関する保健指導を受ける機会を提供し、妊産婦のもつ育児不安の解消を図りましょ。妊娠中から小児科の医師や看護師と顔見知りになっておくことで、気軽に相談できる関係性を構築することができます。

(表 3)

情報 収	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠週数、生後日数、里帰り予定の有無と連絡先を確認する。 産婦人科医によって、チェックされた不安などについて、詳細に聞き取るとともに、子育ての支援体制などを確認する。（p 17 ペリネイタル受診票・
---------	--

集	紹介状を参照)
得られた情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介元の産婦人科医へ指導票により指導結果を連絡する。 ・継続的な支援が必要と判断した妊産婦についての情報を市町村の母子保健担当者に提供する。この際、母親から情報提供についての承諾が得られなかった場合は、その旨を付記して情報提供する。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介状を持参した妊産婦等に対して、育児不安の解消に努めるとともに、育児の心がまえ、栄養、育児環境、生活上の注意点、乳幼児健診・予防接種、乳幼児医療費助成制度、育児支援事業、地域における救急医療体制、事故や疾病時等の対応等について保健指導ガイドラインに沿って、指導を行う。

(3) 市町村

(妊娠届け出時・母親学級)

妊娠届け出時は、母子との関わりのスタートです。可能な限り面接を行い、気軽に相談してもらえるようなよい関係をつくりましょう。妊娠や出産に対してどのような不安を持っているか、サポート体制はあるのかなど、リスクアセスメントを行い、継続的な関わりが必要な妊婦を把握しましょう。妊婦のニーズを踏まえて提供する情報は必要最小限にとどめましょう。

面接の際は可能な限りプライバシーが保たれるように配慮しましょう。妊娠届出者が妊婦本人でない場合にはできるだけ早い段階で妊婦本人との面接を持ちましょう。

妊娠届け出時、母親学級などでは、表4のような情報を提供しましょう。全ての妊産婦が、いずれかの機会でも、情報提供を受けられるようにしましょう。

父親に対しても、その役割について、両親学級などで、学ぶ場を提供することが大切です。

(表4)

情報収集	<p>1 妊娠届け出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の妊娠を知った時の気持ち ・最近、悩んだり、落ち込んだりすることがあるか ・現在、心配事や悩み事があるか（あれば具体的に確認する） <ul style="list-style-type: none"> ①お腹の子どものこと、②出産に関すること、③自分の健康について、④上の子の育児、⑤夫との関係、⑥両親のこと、⑦夫の両親とのこと、⑧仕事のこと、⑨隣近所・親戚との付き合い方、⑩経済的なこと、他 ・今の気持ち、今の体調 ・喫煙・飲酒について ・サポート体制（相談相手、支援・協力者） ・就業状況 ・出産前後の里帰り予定 ・かかりつけの産科について <p>2 母親学級、両親学級など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親の心身の状態やサポート体制について確認を行う。
------	---

<p>得られた 情報への 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクと判断する基準について、一定のルールを作り、事後フォローを適切に行う。 ・妊娠届出時にハイリスクと判断されたケースについては、産科医療機関及び市町村間で緊密な連携をとりながらフォローする。 ・妊娠中に新たな問題が把握された場合には、速やかに産科医療機関及び市町村間で情報の共有を行う。
<p>情報 提供</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子健康手帳交付時には、妊娠から出産・子育てに関する多くの情報を提供するのではなく、妊娠初期に必要なメッセージをまず伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診を受けましょう ・歯科健診や歯科治療を受けましょう ・何かあったら、いつでも連絡をしてくださいね ・タバコを吸っている妊婦には禁煙を ・アルコールも控えましょう ・ペリネイタル・ビジットについて ・経産婦の場合は、一時保育等の事業を紹介する。 2 母親学級、両親学級などでは、以下のような情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・食事バランスガイドに基づく食事指導 母子健康手帳の「妊娠中と産後の食事」について指導する。 ・産後うつについての解説 ・父親の果たすべき役割 母親が育児不安に陥る最大の原因は、孤立すること。 母親をひとりぼっちにせず、積極的に支え、いたわることが大切。 心配な時は遠慮せずに医師や保健師に相談するよう指導する。

2 出産期

(1) 産婦人科、助産所

(産後～退院まで)

全ての母親について確実に情報を収集し、提供することができる最後の機会なので、産婦人科や助産所の役割が重要です。支援が必要な親子について市町村等と連携をとり、継続的な支援ができるような体制づくりが必要です。

(表5)

<p>情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里帰りの状況(連絡先・期間)を確認する。 ・産後うつのチェック(できればEPDSを含む3点セットの実施)を行う。 ・育児不安の程度や退院後のサポート体制について把握する。
<p>得られた情報への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの結果9点以上の場合や不安が強い場合、退院後のサポート体制に問題があるなど支援が必要と思われるケースについては、母親の同意を得たうえで住所地の市町村等に情報提供(p15～16 連絡票の例 様式1 様式2)を行う。里帰り出産の場合は、里帰り先の市町村の母子保健担当課にも連絡する。
<p>情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産後うつやマタニティブルーについて 産後うつやマタニティブルーについての正しい知識を提供するよう努める。 ・先天性代謝異常の検査について 健康対策課から配布された先天性代謝異常のパンフレット「赤ちゃんのためのマス・スクリーニング検査をします」を活用して、検査の趣旨を伝える。 ・乳幼児突然死症候群の予防について 母子健康手帳に記載されたメッセージを活用して、乳幼児突然死症候群の予防について説明する。 ①赤ちゃんを寝かせるときは、あおむけ寝にしましょう。 ②赤ちゃんの周囲で、たばこを吸ってはいけません。 ③できるだけ母乳で育てましょう。 ・赤ちゃんが夜間・休日に具合が悪くなったときの対処方法(p9参照) 診療時間外の夜間・休日に赤ちゃんの具合が悪くなった場合の対処方法を説明する。 ・住所地の市町村で新生児期に受けられる母子保健サービスを紹介 住所地の市町村の母子保健担当保健師を紹介する。 市町村が実施する「新生児訪問」、「こんにちは赤ちゃん事業」を利用するように勧奨する。出生連絡ハガキ等の活用を促す。 ・生後1か月までに必要なメッセージ 「何かあったら、いつでも連絡をしてくださいね」

(2) 小児科

(ペリネイタル・ビジット)

この時期も、産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医から育児に関する保健指導を受け
る機会を提供することにより、妊産婦のもつ育児不安の解消を図ることが必要です。産後 56 日
目までの間であれば、ペリネイタル・ビジット事業の対象となります。

(表 6)

情報 収集	<ul style="list-style-type: none">・生後日数、里帰りの有無と連絡先を確認する。・産婦人科医によって、チェックされた不安などについて、詳細に聞き取るとともに、子育ての支援体制などを確認する。(p 17 ペリネイタル受診票・紹介状を参照)
得られた 情報への 対応	<ul style="list-style-type: none">・紹介元の産婦人科医へ指導票により指導結果を連絡する。・継続的な支援が必要と判断した産婦についての情報を市町村の母子保健担当者に提供する。この際、母親から情報提供についての承諾が得られなかった場合は、その旨を付記して情報提供する。
情報 提供	<ul style="list-style-type: none">・紹介状を持参した産婦等に対して、育児不安の解消に努めるとともに、育児の心がまえ、栄養、育児環境、生活上の注意点、乳幼児健診・予防接種、乳幼児医療費助成制度、育児支援事業、地域における救急医療体制、事故や疾病時等の対応等について、ペリネイタル・ビジット保健指導ガイドラインに沿って、指導を行う。

(3) 市町村

(出生届出時・子ども医療費助成事業申請時)

出生届には父親や祖父母などが市町村の窓口に来所することが多いと思われます。また、出生届の窓口は戸籍係であり、乳幼児医療費助成制度の申請も保健師のいる係とは異なることがあるため、これらの係と連携して、母子保健担当者が家族と面接し、以下のような情報収集や情報提供を行うことができる体制づくりが必要です。

(表 7)

情報 収集	<ul style="list-style-type: none">・生後 1 か月間の滞在予定と連絡先 生後 1 か月間の滞在予定と連絡先を確認する。 面接ができない場合は、連絡ハガキを活用するなどそれぞれの実情に応じた方法で把握する。
情報 提供	<ul style="list-style-type: none">・父親向けのメッセージ 父親の役割などを記載したリーフレット等を利用し、明確に伝える。・健診や予防接種の情報・赤ちゃんが夜間・休日に具合が悪くなったときの対処方法(p 9 参照) 診療時間外の夜間・休日に赤ちゃんの具合が悪くなった場合の対処方法を説明する。

(資料) 夜間・休日診療について

①大分県子ども救急電話相談

診療時間外の夜間・休日に赤ちゃんの具合が悪くなった場合も小児科看護師・小児科医師に相談することが可能です。大分県内の小児科看護師・医師が交代で下記の時間帯を担当していて、病気やケガの際のアドバイスや夜間・休日でも診察可能な小児科医療機関の紹介をしています。

TEL : 097 - 503 - 8822 または # 8000

月曜日から土曜日 : 19:00 ~ 翌朝 8:00

日曜日・祝祭日 : 9:00 ~ 17:00、19:00 ~ 翌朝 8:00

②夜間子ども診療

夜間急病などの際に医療が受けられます。

診療日 : 毎日 (日曜・祝日含む)

診察時間 : 19:00 ~ 23:00 (受付 22:30 まで)

対象者 : 乳幼児から中学生まで

住所 : 「夜間子ども診療・夜間子ども薬局」

湯のまちけんこうパーク内 (別府市西野口町 15 番 3 3 号)

TEL 0977-26-4000

③休日当番医・休日歯科当番医

休日の急病の際に医療が受けられるように、当番医をもうけています。

市町村報、市町村の公式ホームページ、大分県のホームページ (おおいた医療情報ほっとネット) に掲載しています。

④休日歯科診療

毎週土曜日 : 13:00 ~ 17:00

毎週日曜日・休日毎日 : 9:00 ~ 17:00 (12:00~13:00 をのぞく)

住所 : 別府口腔センター

湯のまちけんこうパーク内 (別府市西野口町 15 番 3 3 号)

TEL 0977-21-5657

3 乳幼児期

(1) 産婦人科、助産所

(1 か月健診時)

1 か月健診は、母親にとっては、退院後の産褥の経過を確認するとともに、産後うつや児童虐待のリスクなどの早期発見に重要な意義を持ちます。乳児にとっても、退院後1ヶ月間の成長や発達の確認の場となっています。

(表 8)

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・里帰りの状況(予定期間)を確認する。 ・産後うつのチェック(できれば EPDS を含む 3 点セットの実施)を行う。 ・育児不安の程度や育児へのサポート体制について把握する。 ・虐待等の兆候について把握する。(p 14 参照)
得られた情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・EPDS 9 点以上の場合や不安が強い場合、育児へのサポート体制に問題がある場合は住所地の市町村等に情報提供を行う。里帰り先にまだしばらく滞在する場合は、里帰り先の市町村の母子保健担当課にも連絡する。 ・産後うつがひどい場合には精神科を紹介する。 ・虐待の兆候については、市町村、児童相談所に連絡する。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地の市町村において乳児期に受けられる母子保健サービスを紹介する。 新生児訪問がまだ行われていない場合には、その利用を勧奨する。 ・市町村が「こんにちは赤ちゃん事業」を行っている場合は、その利用を勧奨する。 ※市町村は、産婦人科や助産所に対して、市町村で実施している母子保健サービスの内容を情報提供する。

(2) 小児科

(診療時・個別健診時)

乳幼児期は、日常の診療や個別健診において、「かかりつけ医」機能を中心としたプライマリーケア・相談・援助の提供をします。さらに、学校(園)医等として、乳幼児の健診や医療相談の提供を行います。この時期は、産後うつや児童虐待のリスクなどの早期発見に重要な役割を持ちます。

(表 9)

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安・育児ストレスの程度や、育児へのサポート体制について把握する。 ・虐待等の兆候について把握する。(p 14 参照)
得られた情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な支援が必要と判断した母子についての情報を市町村の母子保健担当者に提供する。 ・産後うつがひどい場合には精神科を紹介する。 ・虐待の兆候については、市町村、児童相談所に連絡する。

情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安の解消に努めるとともに、育児の心がまえ、栄養、育児環境、生活上の注意点、乳幼児健診・予防接種、乳幼児医療費助成制度、育児支援事業、地域における救急医療体制、事故や疾病時等の対応等についてペリネイタル・ビジット保健指導ガイドラインに沿って、指導を行う。 ・住所地の市町村において乳児期に受けられる母子保健サービスを紹介する。 ※市町村は、産婦人科や助産所に対して、市町村で実施している母子保健サービスの内容を情報提供する。
-------------	--

(3) 市町村

(新生児訪問)

新生児訪問は、母子保健法第11条に基づいて、新生児期に行われる家庭訪問であり、母子の心身の状態を把握するとともに養育環境について把握する重要な機会です。

新生児期に保健師や助産師など専門職による訪問を行い、虐待などのリスクアセスメントを確実に行うことが望まれます。

(表10)

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・産褥における母親の健康状態、家族の健康状態、新生児の健康状態、授乳の状況、体重増加、一日の生活リズム、新生児の衣服、寝かせ方、入浴など養育の状況及び家庭環境について把握する。 (虐待のリスクアセスメントについてはp14参照) ・産後うつのチェック（できればEPDSを含む3点セットの実施）を行う。 ・育児不安の程度や育児へのサポート体制について把握する。
得られた情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児の発育状況など健康状態に問題がある場合、EPDS 9点以上の場合や不安が強い場合、育児へのサポート体制に問題がある場合は継続的な支援を行う。必要に応じて、育児支援家庭訪問事業の対象とする。 ・産後うつがひどい場合や養育能力に問題がある場合には関係者によるケース検討を行う。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において乳児期に受けられる母子保健サービスを紹介する。 ・市町村が「こんにちは赤ちゃん事業」を行っている場合は、その利用を勧奨する。 ・育児サークルや育児サロンなど子育てにおける地域資源を紹介する。

(こんにちは赤ちゃん事業)

こんにちは赤ちゃん事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母親等から様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行うものです。母子保健推進員、愛育班員、児童委員、子育て経験者、保健師・助産師などが訪問を行います。

訪問結果により、支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、育児支援家庭訪問事業等の適切なサービスにつなげましょう。

(表 1 1)

<p style="text-align: center;">情 報 収 集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安の程度や育児へのサポート体制について把握する。 お母さんが気になっていること（生後すぐ、生後1か月頃、現在） 栄養方法（母乳の出具合など） お母さんの心と身体の状況、生活リズム 産後の支援の状況 家庭での喫煙状況 産後1か月健診、医療機関の受診状況 緊急時の相談相手の有無 ・ 過去に EPDS のスクリーニングが行われていない母親やハイリスクと考えられる母親については、EPDS3点セットを活用して情報収集を行う。
<p style="text-align: center;">得られた 情報への 対 応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問スタッフは、予め作成された訪問記録票などに訪問結果を記載して担当部署に提出する。この際、気づいたことや気がかりなこと等があれば、担当保健師に直接報告をする。 ・ 市町村担当保健師は訪問結果等を確認して、継続して支援が必要な家庭かどうかを判断する。継続して支援が必要な場合には、個別ケースごとに、訪問スタッフ、市町村担当者、医療関係者等による対応会議を開催する。
<p style="text-align: center;">情 報 提 供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域で子育てを応援しますよ」というメッセージ ・ 各市町村で利用できるサービスの案内 保育所情報、地域子育て支援センター、児童館、乳幼児一時預かり事業、 育児サークルなどの自主グループなど ・ 乳幼児健診、予防接種の日程について ・ 事故防止のパンフレットなど ・ 育児相談窓口の案内 ・ 身近で相談できる人の紹介

(4) 保育所・幼稚園

保育所や幼稚園、学校は、子どもたちが家庭から離れて集団生活する場であり、子どもが安心して過ごすことのできる所であるとともに、虐待の発見、虐待の防止ができる場としての役割を果たしています。

特に保育所、幼稚園等は、母親を中心とした親との接点も多く、虐待の第一発見者になる場合が多くあります。子どもの虐待を発見した場合は、速やかに、児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）に相談することが重要です。

虐待をしてしまう多くの親は、家庭や子育てに不安や悩みを抱えています。保育所や幼稚園では、親の気持ちを理解してあげることや相談相手になって親の精神的負担や不安を少しでも軽くしてあげることも必要です。この場合、決して親を非難するのではなく、虐待をしてしまう理由やその背景をできる限り把握し、親を支えるという視点で関わっていきましょう。

(表 1 2)

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安の程度や育児へのサポート体制について把握する。 ・ 発達障害等について把握する。 ・ 虐待等の兆候について把握する。 (p 1 4 参照)
得られた情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安の強い母親、発達障害等が懸念される場合は、教育委員会、スクールカウンセラー、特別支援学校、福祉事務所、児童相談所、市町村(保健師)、主任児童委員、児童福祉施設、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を図る。 ・ 虐待の兆候については、市町村、児童相談所に連絡する。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活を含めた栄養指導 ・ 手洗い、うがいなどの生活指導 ・ 乳幼児健診 ・ 予防接種 ・ 歯科保健 ・ 各保育所にある「子育て相談室」の活用 ・ 各市町村・保健所で行われている母子保健サービスを情報提供し、利用を勧める。 <p>※各市町村・保健所は、保育所・幼稚園等に対して、市町村・保健所で実施している母子保健サービスの内容を情報提供する。</p>

(5) 地域子育て支援センター

子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施により、子育て家庭に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等(保育所・幼稚園に通っていない親子対象)への支援を行っています。

(表 1 3)

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安の程度や育児へのサポート体制について把握する。 ・ 養育状況等について把握する。 ・ 児の成長発達に関すること。 ・ 虐待等の兆候について把握する。 (p 1 4 参照)
得られた情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安の強い母親、発達障害等が懸念される場合は、地域の保育所、福祉事務所、児童相談所、市町村(保健師)、主任児童委員、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を図る。 ・ 虐待の兆候については、市町村、児童相談所に連絡する。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村・保健所等で行われている母子保健サービス・子育て全般に関する支援サービスを情報提供し、利用を勧める。 <p>※各市町村・保健所は、地域子育て支援センターに対して、市町村・保健所で実施している母子保健サービスの内容を情報提供する。</p>

虐待のリスクアセスメント

○ 養育環境の観察ポイント

- ・ 安全な環境づくりが配慮されていない
- ・ 寝具・衣類などが汚れている 不潔である
- ・ 寒さ・暑さへの配慮がなされていない
- ・ 家屋・家具の破損がある
- ・ 子どものおもちゃ、衣類が準備されていない
- ・ 経済的に困窮している
- ・ 家族関係がうまくいっていない
- ・ 育児を支援してくれる人がいない
- ・ 近隣との付き合いがない 地域から孤立している

○ 乳児の観察ポイント

- ・ 皮膚・頭皮が汚れている
- ・ おむつかぶれがある
- ・ 泣き声が弱々しい
- ・ 皮膚の張りがなく、痩せて見える
- ・ 動きが乏しい（活動性の低下）
- ・ 体重増加不良がある
- ・ 不自然なあざ、外傷がある
- ・ 発達の遅れ（乳幼児訪問の場合）

○ 母親の観察ポイント

- ・ 育児上のストレスが強い
- ・ 授乳しない、抱かない、視線を合わせない
- ・ 関わりが少ない
- ・ 育児を楽しめない、嫌な義務だと思っている
- ・ 子どもに対する否定的な表現 「期待はずれ」
- ・ 赤ん坊が泣くと困る、落ち着かない、イライラ
- ・ 自制心に欠ける（赤ん坊をたたいたり、怒鳴ったり）
- ・ 子どもの要求を無視したり、乱暴な扱いをする
- ・ 些細なことを繰り返して質問したり、訴えが多い
- ・ 母子健康手帳への記載が少ない
- ・ 子どもの発達段階を理解していない
- ・ 極端な自己流の育児、体罰の肯定
- ・ つじつまの合わない言動
- ・ 精神疾患があり、入退院を繰り返している
- ・ 精神的に不安定である
- ・ アルコール臭がある
- ・ 親自身が虐待された経験がある
- ・ 訪問を拒否する、子どもを見せたがらない

「神戸市子育て支援マニュアル」を改変

医療機関の長 殿

市町村担当課長
氏 名 _____

周産期情報提供連絡票（妊産婦用）

貴院から 年 月 日にご連絡いただいた方について報告します。（別紙）

妊産婦氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日 年 月 日生	S・H 年 月 日生
現住所	年齢 () 歳	電話番号 - -
訪問月日	平成 年 月 日	妊娠週数 (W d) 生後 () 日目
連絡票による 訪問指示内容 注意事項		
訪問時の 状況	【妊産婦の状況】 1. 身体および精神状況 2. 生活状況（該当項目の確認状況含む）	
	【児の状況】 体重：() g 1日 () g 増加 栄養状態：母乳栄養 () 回 人工栄養 () ml () 回 混合栄養 母乳 () 回+人工 () ml () 回 特記事項	
	【育児環境等】（経済状況・家族状況・支援者の有無等）	
訪問時の 支援内容		
気になる 問題		
【今後の対応】	1 継続訪問（訪問頻度 / ） 2 市町村事業（健診・相談等）で経過観察 次回（ 月 日頃） 3 県保健所との共同支援 4 その他	
連絡先	記入者 職・氏名 () 連絡先 電 話 () 内 線 ()	

育児等保健指導（ペリネイタルビジット） 受診票・紹介状

〔この受診表は妊娠後期（28週）～生後56日まで有効です〕

平成 年 月 日

_____ 医院・クリニック・病院 御中

_____ 先生 侍史
産婦人科医療機関名 _____

医師名 _____ 印
TEL (_____) - FAX (_____) -

ふりがな 妊産婦氏名		住民票の 住所		電話	
生年月日	S 年 月 日 H (才)	産後住所		電話	
家族の状況	家族数 () 人 夫 父 母 祖父 祖母	母子健康手帳交付日	平成 年 月 日		
	子ども () 人 その他 ()	出産(予定)日	平成 年 月 日		
問 診	1. 今回の妊娠を知ったときの気持ちはいかがでしたか。 うれしかった どちらともいえない うれしくなかった 2. 最近悩んだり、落ちこんだりする事がありますか。 良くある 時々ある ない 3. 現在、心配事や悩みはありますか。 はい いいえ ・育児に対する不安 ・イライラする ・疲れる・不眠 ・経済的不安・タバコ・酒・薬 ・自分や家族の健康問題 ・上の子の育児 ・その他 () 4. 相談相手がありますか。 はい(誰) どちらともいえない いいえ 5. 現在の生活やこれからの生活において、協力者がいますか。 はい(誰) どちらともいえない いいえ				

今回の産科初診週数 _____ 週 妊娠経過 現在 妊娠 _____ 週 単胎 ・ 多胎 妊娠中の異常・合併症：なし・あり 出産状況 現在 産後 _____ 日 分娩週数 _____ 週 出生時の体重 _____ g 分娩児の異常：なし・あり
産場産科施設での指導方針 1. 母親（両親）教室等の開催： あり・なし 2. 妊娠中の母乳（おっぱい）教室や指導：あり・なし 3. 授乳指導方針： 時間授乳 ・ 自律授乳 ・ 頻回授乳 SMC方式 ・ その他 () *人工乳について：人工乳も与える・完全母乳で人工乳は与えない・母親の希望で対応する 4. 立会い分娩について： 夫のみ可 ・ 家族も可 ・ 不可 5. 新生児の管理法： 母児異室 ・ 完全母児同室 ・ 母児同室だが母親の状態で新生児室にもあずかる 6. 産後の授乳指導や育児指導： あり ・ なし 7. 産後の母親の健診： 1週間後 ・ 2週間後 ・ 1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月・その他 () 8. 産後の赤ちゃん健診： 1週間後 ・ 2週間後 ・ 1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月・その他 ()
特記事項 1.小児科医への要望 2.その他
継続支援の必要性（重複回答可） 要 <input type="checkbox"/> 1.保健師から母親へ連絡があることを説明し、承諾をえた <input type="checkbox"/> 2. " 説明したが、承諾をえられなかった <input type="checkbox"/> 3. " 説明していない <input type="checkbox"/> 4.詳細説明のため、保健師から産科医への電話連絡を希望する <input type="checkbox"/> 5.その他 () 不要(問診項目に問題なし・

備考. 3枚複写で、1枚目は県医師会へ、2枚目は小児科医療機関へ、3枚目は自院保存用。

ヘルシースタートおおいた事業推進委員会 設置要綱

(目的)

第1条 妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の各ライフステージごとに、母子が受けられる医療や母子保健等のサービスを体系的に整理し、平成20年度に作成した、市町村や医療機関等における「情報提供・収集ガイドライン」をもとに、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」を構築するため、「ヘルシースタートおおいた事業推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 事業全体の統括と進行管理
- (2) 地域推進専門部会への助言等

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(地域推進専門部会)

第6条 委員会は地域推進専門部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、大分県福祉保健部健康対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

ヘルシースタートおおいた事業推進委員会委員

(別表)

No	所属	氏名	備考
1	大分県医師会常任理事	藤本 保	
2	大分県産婦人科医会会長	松岡 幸一郎	
3	大分県小児科医会会長	河野 幸治	
4	大分県精神科病院協会	青木 裕子	
5	大分県歯科医師会地域保健委員会委員	谷口 之規	
6	日本助産師会大分県支部理事	戸高 佐枝子	
7	大分県栄養士会会長	安部 澄子	
8	大分県保育連合会保育士会会長	安東 知子	
9	大分県国公立幼稚園会会長	麻生 美明	
10	こども・女性相談支援センター副所長	小野 重遠	
11	こころとからだの相談支援センター所長	大隈 紘子	
12	大分県福祉保健部健康対策課長	藤内 修二	
13	大分県東部保健所	児玉 朋子	
14	大分県東部保健所国東保健部	疋田 利恵	
15	大分県中部保健所	吉富 豊子	
16	大分県中部保健所由布保健部	小幡 尚美	
17	大分県南部保健所	佐藤 真知子	
18	大分県豊肥保健所	長田 裕美子	
19	大分県西部保健所	野田 礼子	
20	大分県北部保健所	力徳 広子	
21	大分県北部保健所豊後高田保健部	中根 美由紀	
22	大分市保健所	後藤 英子	

東部地区ヘルシースタートおおいた地域推進専門部会設置要綱

(目的)

第1条 ヘルシースタートおおいた事業推進委員会設置要綱第6条の規定に基づき、ヘルシースタートおおいた事業推進委員会の下に、地域推進専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

2 専門部会は、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の各ライフステージごとに、母子が受けられる医療や母子保健等のサービスを体系的に整理し、平成20年度に作成した、市町村や医療機関等における「情報提供・収集ガイドライン」をもとに、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」を構築することを目的とする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 圏域における母子に係る医療、保健、福祉、教育の各サービスの整理
- (2) 情報提供・収集ガイドライン（圏域版）の改訂
- (3) 上記ガイドラインに基づく、「母子保健・育児支援連携システム」の構築
- (4) 具体的事例の検討を通じた関係機関の連携の推進とシステムの検証

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(座長)

第4条 専門部会に座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する専門委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 専門部会は、座長が招集し、議長となる。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局は、各保健所・保健部に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年9月25日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

大分県東部地区ヘルシー・スタートおおいた地域推進専門部会 (別表)

	氏 名	所 属	備 考
1	岩永 成晃	岩永レディースクリニック	産婦人科医会
2	矢田 公裕	矢田こどもクリニック	小児科医会
3	青木 裕子	鶴見台病院	精神科病院協会
4	谷口 之規	谷口歯科医院	大分県歯科医師会
5	黒本 美耶子	黒本助産所	日本助産師会大分県支部
6	首藤 研一	大分県中央児童相談所	児童相談所
7	石田 安貴子	友愛保育園	保育会
8	木元 洋一郎	中央保育園	保育会
9	馬場 将郎	国東町南部保育園	保育会
10	木戸 佳代子	豊岡保育園	保育会
11	森本 祐子	別府市立べっぷ幼稚園	幼稚園会
12	山本 純子	境川保育園	栄養士会
13	矢野 真味	別府市福祉保健部保健医療課	市町村
14	房崎 千亜希	別府市福祉保健部児童家庭課	市町村
15	都甲 秀幸	杵築市福祉課	市町村
16	多賀野 小津枝	杵築市健康推進課	市町村
17	郷司 典子	国東市生活福祉部市民健康課	市町村
18	佐保 美和	国東市福祉事務所福祉対策課	市町村
19	安田 恵	日出町福祉対策課	市町村
20	尾林 景子	日出町福祉対策課	市町村
21	小島 亜矢	姫島村健康推進課	市町村
22	大神 貴史	大分県東部保健所	保健所

事務局

高倉 敬子	大分県東部保健所 地域保健課
宮崎 佳子	大分県東部保健所 地域保健課
児玉 朋子	大分県東部保健所 地域保健課
小原 京子	大分県東部保健所国東保健部
疋田 利恵	大分県東部保健所国東保健部